

議題 3

議案第 13 号

平成 30 年 5 月 23 日提出

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

のことについて、次のとおり一部改正する。

1 改正の理由

亀山南小学校及び亀山小学校に係る通学区域（以下「学区」という。）の境界付近（安佐北区亀山二丁目 7 番街区）へ新たに宅地造成された区画について、亀山南小学校の学区から亀山小学校の学区へ変更するよう、両学区に係る地元の総意として要望があり、調査・検討を行った結果、適当と認められるため、変更を行おうとするものである。

2 改正の内容

亀山南小学校に係る学区のうち安佐北区亀山二丁目 7 番街区に係るものについて、「7 番 9 号～7 番 38 号」を「7 番 10 号～7 番 38 号」に改める。

3 施行期日

公布の日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則 新旧対照表

現 行		改正案	
第1条～第7条 (略)		第1条～第7条 (現行に同じ。)	
別表第1 (第2条関係) (1) 小学校		別表第1 (第2条関係) (1) 小学校	
学校名		区域	
(略)		(現行に同じ。)	
亀山	安佐北区の可部町大字綾ヶ谷（ただし、可部学区分を除く。），可部町大字大毛寺（ただし、亀山南学区分を除く。），可部町大字勝木（ただし、可部学区分を除く。），可部六丁目（33番1号，33番38号～33番45—6号，33番46号～37番7号，37番14号～37番31号，38番8号～43番，44番（ただし、9号～14号を除く。），56番に限る。），亀山二丁目（ただし、亀山南学区分を除く。），亀山三丁目，亀山四丁目，亀山五丁目，亀山六丁目，亀山七丁目，亀山八丁目，亀山九丁目，亀山西一丁目，亀山西二丁目	亀山	安佐北区の可部町大字綾ヶ谷（ただし、可部学区分を除く。），可部町大字大毛寺（ただし、亀山南学区分を除く。），可部町大字勝木（ただし、可部学区分を除く。），可部六丁目（33番1号，33番38号～33番45—6号，33番46号～37番7号，37番14号～37番31号，38番8号～43番，44番（ただし、9号～14号を除く。），56番に限る。），亀山二丁目（ただし、亀山南学区分を除く。），亀山三丁目，亀山四丁目，亀山五丁目，亀山六丁目，亀山七丁目，亀山八丁目，亀山九丁目，亀山西一丁目，亀山西二丁目
亀山南	安佐北区の可部町大字大毛寺（字津恵661番地～775番地，字端原1番地～103番地，字陣貝104番地～231番地，字大石原232番地～344番地に限る。），可部町大字虹山，可部町大字今井田，亀山一丁目，亀山二丁目（7番9号～7番38号），10番～13番，15番8号～15番36号，16番～31番に限る。），亀山南一丁目，亀山南二丁目，亀山南三丁目，亀山南四丁目，亀山南五丁目	亀山南	安佐北区の可部町大字大毛寺（字津恵661番地～775番地，字端原1番地～103番地，字陣貝104番地～231番地，字大石原232番地～344番地に限る。），可部町大字虹山，可部町大字今井田，亀山一丁目，亀山二丁目（7番10号～7番38号），10番～13番，15番8号～15番36号，16番～31番に限る。），亀山南一丁目，亀山南二丁目，亀山南三丁目，亀山南四丁目，亀山南五丁目
(略)		(現行に同じ。)	
備考 (略)		備考 (現行に同じ。)	
(2) 中学校 (略)		(2) 中学校 (現行に同じ。)	
別表第2 (第4条関係) (略)		別表第2 (第4条関係) (現行に同じ。)	

広島市教育委員会規則第 号

平成 30 年 月 日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正
する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 35 年広島市教
育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(1)の表亀山南の項中「7 番 9 号～7 番 38 号」を「7 番 10
号～7 番 38 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。